

京都市告示第131号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで財団法人京都市健康づくり協会を京都市公金受託者とし、京都市健康増進センター診療所に係る手数料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)